

平成30年7月18日

お客さま各位

東山口信用金庫

「平成30年7月豪雨」の被災者に対する対応について

「平成30年7月豪雨」により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早く復旧されますよう心よりお祈り申しあげます。

当金庫では、預金・融資などにつきまして、下記のとおり被害に遭われました皆さまからのお問い合わせ、ご相談を承っておりますので、お気軽にご利用くださいますようご案内申しあげます。

記

1. 被災状況に応じた預金払戻し等のお取扱い

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応じます。
- (2) 届出の印鑑がない場合には、拇印を押印していただき払戻しに応じます。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金の期限前払戻しに応じます。
また、これを担保とする貸付にも応じます。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立てに応じます。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮いたします。
- (6) 損傷した紙幣・貨幣の引換えに応じます。

2. 融資のお取扱い

- (1) 豪雨災害により借入金の返済が困難であるなど、融資のことでお悩みの方は、お取引店へご相談ください
- (2) 災害復旧融資等のお取り扱い
次の災害復旧融資を取り扱っております。
 - 中小企業向け
経営安定資金の融資に係る山口県中小企業制度融資
 - 個人向け
家財補修・買換などの生活再建にかかる「災害復旧ローン」

3. ご相談窓口

お取引店または最寄りの営業店で、ご相談等を承ります。

以 上